

令和 7 年 4 月 1 日函館市公告（一般競争入札に付する各工事に共通する資格および事項について）の規定により，工事ごとの資格および事項を次のとおり定めたので公告する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

函館市長 大 泉 潤

1 一般競争入札に付する工事の内容

(1) 工 事 名 市道湯川 2－2 5 号線月見橋橋梁修繕工事

(2) 施工場所 函館市湯川町 2 丁目 4 番先から湯川町 3 丁目 9 番先まで

(3) 工 期 契約の日から令和 8 年 3 月 2 3 日まで

(4) 工事概要 施工延長 4 7 . 0 m 施工幅員 1 . 5 0 m
(補助事業)

舗装工 橋梁補修工 橋梁附属物工 現場塗装工 構造物撤去工 橋梁足場等設置工 仮設工
(起債事業)

舗装工 橋梁附属物工 仮設工

(5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

7 4 , 3 5 0 , 0 0 0 円

(6) 最低制限価格

函館市建設工事最低制限価格制度実施要領第 6 条第 1 項の規定による価格

(7) その他

本工事は「週休 2 日工事」の対象工事である。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当し，かつ，3 により入札への参加を制限されていないこと。

(1) 函館市競争入札参加有資格者として，土木一式工事の工種に登録されていること。

(2) 前号に係る土木一式工事の工事予定価格の区分に対応する等級が A 級に格付けされている者であること。

(3) 市内に本店を有する者であること。

(4) 平成 22 年度以降に、元請けとして、橋梁架設工事（上部工を含むものに限る。）または橋梁補修工事の施工実績があること。

3 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が 65 点未満のときは、その通知をした日から起算して 6 ヶ月間、当該入札に参加することができない。

(1) 函館市請負工事施行成績評定要領

(2) 函館市小規模請負工事施行成績評定要領

(3) 函館市企業局請負工事施行成績評定要領

(4) 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

4 入札参加資格の認定申請の期間および必要書類

(1) 期 間 令和 7 年 6 月 26 日から令和 7 年 7 月 2 日まで

(2) 必要書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ 配置予定技術者調書

ウ 類似工事施工実績調書（契約書等（発注機関が函館市以外の施工実績の場合は、工事カルテ）の写しを添付）

5 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

6 契約条項を示す場所

函館市東雲町 4 番 13 号 函館市土木部管理課（電話番号 0138-21-3406）

7 設計図書等の閲覧

(1) 閲覧期間 令和 7 年 6 月 26 日から令和 7 年 7 月 14 日まで

(2) 閲覧場所 函館市財務部調度課（電話番号 0138-21-3514）

8 質問書の提出

(1) 提出期間 令和7年6月26日から令和7年7月8日まで

(2) 提出先 函館市土木部道路建設課（電話番号 0138-21-3422）

9 入札執行の日時

令和7年7月15日午前10時

10 入札にかかる問合せ先

函館市財務部調度課